

令和 4 年 3 月 9 日
内閣官房国家安全保障局

株式会社不識庵において藤井敏彦氏が「師範」として関わった企業との関係 (調査結果)

今般、元内閣審議官 藤井敏彦氏が株式会社不識庵（以下「不識庵」という。）において「師範」として活動し、同社から報酬を得ていたことが確認され、国家公務員法第 104 条の違反が認定された。

この認定に至る過程において、藤井氏が同社で「師範」として関わった企業に協力を依頼し、当該企業と藤井氏との関係について調査を行ったところ、その結果は以下のとおり。

1. 藤井氏が「師範」として不識庵で関わった企業

不識庵に確認したところ、藤井氏が「師範」として、直近 3 年間で計 20 社の社員と関わりがあったとのことであった。

不識庵及びそれら各社との関係で同意が得られていないため、具体的社名は開示できないが、東洋経済新報社の業種分類データに基づく当該 20 社の業種別の内訳は、以下のとおりである。

- ・素材・資源：4 社
- ・産業インフラ・サービス：6 社
- ・運輸・公共：1 社
- ・自動車・住宅：1 社
- ・消費財・小売り：2 社
- ・金融サービス：3 社
- ・エレクトロニクス・情報通信：3 社

2. 調査内容

当該 20 社に対し、以下の 3 点につき質問し、回答を求めた。

- ① 被処分者に対し、講演・講義その他報酬を伴う活動の依頼をしたことの実関係（支払い実績、講演等実施日、目的及び内容）。
- ② 調査対象企業から被処分者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益の供与

又は供応接待の提供を行った事実の有無。

- ③ 上記の見返りとして、被処分者から調査対象企業に対し、業務上の情報の提供や被処分者が関与する職務に関して何かしらの便宜の提供が行われた事実の有無。

3. 調査の手法

調査開始当初、不識庵より国家安全保障局に対し、20社の具体名の提示はできないと通告されたため、不識庵経由で、上記②、③に関する調査依頼を行った一方、当該20社のうちいくつかについて国家安全保障局として独自に企業名を把握するに至り、それら企業に対し、国家安全保障局独自の調査も並行して行っていた。

その後、当該20社全ての具体名が不識庵から国家安全保障局に共有されるに至り、国家安全保障局から、改めて、当該20社に対する直接の調査を行ったものである。

4. 調査結果

① について

3社について、関連事実を確認した。

- －報酬を支払っての講演依頼 2社（いずれも産業インフラ・サービス）
- －無報酬の講演依頼 1社（産業インフラ・サービス）
- －講演のお礼として企業側負担での会食実施 1社（産業インフラ・サービス）

②、③について

20社全てにおいて、②、③に該当する事実はないとの回答を得た。

以 上